

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
2月3日
(月曜日)

橋本川	阿北地区	同一の単位とされる集団の区域
る。十域び萩市 五にに市(阿北 限月日)に る。都成平武 おけ川上村、 ける阿武郡 山口市(平武 阿東町の区 域年村に限 月区並	田萩市 万川町(平 須佐町及び 福栄村の区 域に限 阿武郡阿武 町)三月五 七年三月五 日におけ る秋市(一 の旭村に限 月区並)	行政単位区域
九三五・〇〇	六一・七六	行政単位区域
一一四・三九	一八七・一九	水源涵養保安 (ヘクタール) の許可をす べき面積

山口県告示第四十五号

平成二十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十六年二月三日

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

山口県知事職務代理人

平成
十六年
二月三日
発行

発行
行所

山口県
知事
事務所